

追加シート

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して……

- 自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか
- 対話によって自分の考えを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか
- 学びの深まりをつくり出すために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか

すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を感じることは単元や題材などの内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。

特別支援学校学習指導要領解説総則編(小学部・中学部)

追加シート

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

特別支援学校学習指導要領解説総則編(小学部・中学部)P331～

児童生徒が学年や学部において、その在学期間に学校教育として提供する教育の内容を決定する際に、児童生徒一人一人の障害の状態等を考慮しながら、教育課程の編成について検討を行う際に理解しておかなければならない規定。

(中略)児童生徒一人一人の障害の状態等を考慮することなしに、例えば、重複障害者である児童生徒は、自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とするなど、最初から既存の教育課程の枠組みに児童生徒を当てはめて考えることは避けなければならない。そうならないためにも、第2章以下に示す各教科等のそれぞれの目標及び内容を踏まえ、個々の児童生徒が前各学年までに、何を目標として学び、どの程度の内容を習得しているのかなど、個別の指導計画を基にして、児童生徒一人一人の学習の習得状況等の把握に努める必要がある。

(中略)第1章総則第8節の3の規定を適用した場合、各教科等の一部又は全部について、合わせて指導を行うことができるようになっている。その際、指導を担う教師が教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への意識が不十分な状態にならないようにしなければならない。

学習評価に基づき、なぜその規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかにしていきながら教育課程の編成を工夫することが求められており、このことは、教育課程の評価を実施する上でも重要であることを踏まえる必要がある。

追加シート

(オ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定等(第1章第3節の3の(3)の(オ))

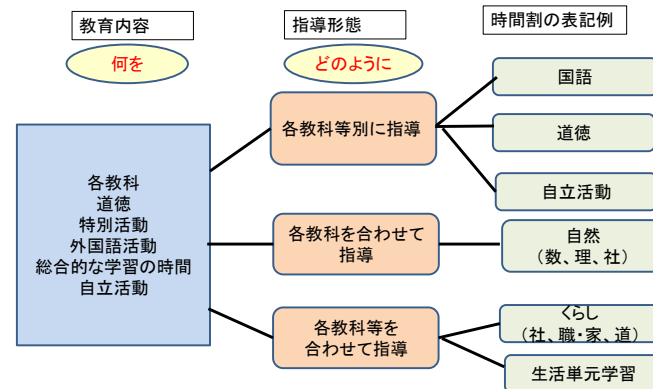
(オ) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

特別支援学校学習指導要領解説総則編P239～P240
(中略)

したがって、各学校においては、各教科等を合わせて指導を行う際には、学年ごとあるいは学級ごとなどに、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかにした上で、適切に年間指導計画等を作成する必要がある。その際、個々の児童生徒に必要な自立活動の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意が必要である。また、年間指導計画等を作成する場合には、第1章総則第3節の3の(2)の(オ)を踏まえ、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとしている。

追加シート

教育内容と指導形態



* 図中の「自然」や「くらし」は()内の教科や領域を合わせた指導の一例
* 時間割上の名称は、各学校で設定することができる

<一木薫(2015)よくわかる肢体不自由教育、ミネルヴァ書房 一部加工>

新特別支援学校学習指導要領

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

<小学部 国語>

1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

(省略)

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを身に付け自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

イ 2の各段階の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とすること。

ウ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A聞くこと・話すこと」に関する指導に相当する授業時数は、児童の言語発達の状態を考慮し、適切に定めること。また、音声言語のための教材を積極的に活用するなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

エ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B書くこと」に関する指導に相当する授業時数は、児童の運動の能力や手先の器用さなどを考慮し、適切に定めること。また、書き表す内容や方法については、個に応じて適切に選択すること。

オ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導に相当する授業時数は、児童の言語発達の状態を考慮し、適切に定めること。また、身近な題材を中心に段階的に様々な題材や文章に触れる機会を設けること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 2の各段階の内容のうち、文字に関する事項については、次のとおり取り扱う

(ア) 平仮名及び片仮名を読み、書くとともに、片仮名で書く語の種類を知り、文や文章の中で使うことができるよう指導を工夫すること。

(イ) 日常生活や他教科等で必要な漢字を読み、文や文章の中で使うなど、適切に指導内容を設定し、指導すること。

(ウ) 平仮名、片仮名の読み書きが身に付き、字形を取ることができるなどの児童の学習状況に応じて、ローマ字を取り扱うこともできること。

イ 2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用し、児童が図書に親しむことができるよう配慮すること。

ウ 教材については、次の事項に留意すること。

(ア) 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、興味・関心のある題材や生活に関連する身近な題材を中心に扱いながら、徐々に様々な種類や形式の文、文章に触れる機会を設けること。その際、児童が自分の考えや気持ちを伝える活動を重視すること。

(イ) 読み物教材は、場面の切り替えや筋の移り変わりが捉えやすい題材を選ぶようにすること。